

「治山林道留意事項の一部改正について」新旧対照表

新

旧

治山林道事業留意事項

令和 7年 7月

高知県林業振興・環境部 治山林道課

治山林道事業留意事項

令和6年7月

高知県林業振興・環境部 治山林道課

目次

共通事項

1. 設計歩掛適用基準

(1)～(3) (略)

(4)歩掛の補正共通-1-1

(5)積み上げ運搬費について共通-1-2

(6)～(16) (略)

2 (略)

治山事業

1 (略)

2. 土工

1～10 (略)

11 山腹工 のり切工治山-2-4

3～10 (略)

林道事業 (略)

施工パッケージ型積算方式 (略)

目次

共通事項

1. 設計歩掛適用基準

(1)～(3) (略)

(新設)

(4)積み上げ運搬費について共通-1-1

(5)～(15) (略)

2 (略)

治山事業

1 (略)

2. 土工

1～10 (略)

(新設)

3～10 (略)

林道事業 (略)

施工パッケージ型積算方式 (略)

共通事項

1. 設計歩掛適用基準

(略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 共通仮設費及び現場管理費の補正

山間僻地 : 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いに記載のとおり。

1 (略)

2 過疎地域活自立促進特別措置法の過疎地域又は山村振興法第7条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区
(工事の施工場所から最寄りの市町村役場の所在地又は市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。)

(略)

(4) 歩掛の補正

通勤補正 : 通勤補正は、労務歩掛に次の補正係数を乗じて行うものとする。

$$K = 1 + T / 480$$

K : 補正係数 (%、小数第3位四捨五入して2位止め)

T : 90分を超える通勤時間 (分)

なお、施工パッケージ型積算方式における通勤補正は、補正係数 K を労務単価に乗じて行うものとする。

また、市場単価及び土木工事標準単価に本補正は適用しない。

(5) ~ (16) (略)

2. 参考資料 (略)

共通事項

1. 設計歩掛適用基準

(略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 共通仮設費及び現場管理費の補正

山間僻地

1 (略)

2 過疎地域活自立促進特別措置法の過疎地域又は山村振興法第7条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区
(工事の施工場所から市町村役場(支所等含む)の所在地又は市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。)

(略)

(新設)

(4) ~ (15) (略)

2. 参考資料 (略)

治山事業

1. 治山設計歩掛適用基準

1～2 (略)

3 運搬工

1 (略)

2 機械運搬

1) 土工機械解体組立歩掛の適用

ア 建設機械を回送(搬入・搬出)場所から施工地までケーブルクレーンで運搬し、施工前と施工後のそれぞれに分解・組立が発生する場合は以下のとおり積算する。

・森林整備保全事業設計積算要領 第6 請負工事費の積算基準 表6-6 (注) 2

(ウ) 運搬費 b 積算区分 (a) 共通仮設費に計上される運搬費 ii 積上げ項目による運搬費 (iii) 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用を適用し、森林整備保全事業標準歩掛 第2編第2 治山ダム工 2-5 土工機械解体・組立により必要回数を運搬費に設計計上する。(令和7年6月4日 林野庁計画課施工企画調整室 回答による)

イ (略)

ウ (略)

2) (略)

3) (略)

治山事業

1. 治山設計歩掛適用基準

1～2 (略)

3 運搬工

1 (略)

2 機械運搬

1) 土工機械解体組立歩掛の適用

ア 治山林道必携(積算・施工編)第2編2-5 土工機械解体・組立歩掛を適用し運搬費へ設計計上する。

イ (略)

ウ (略)

2) (略)

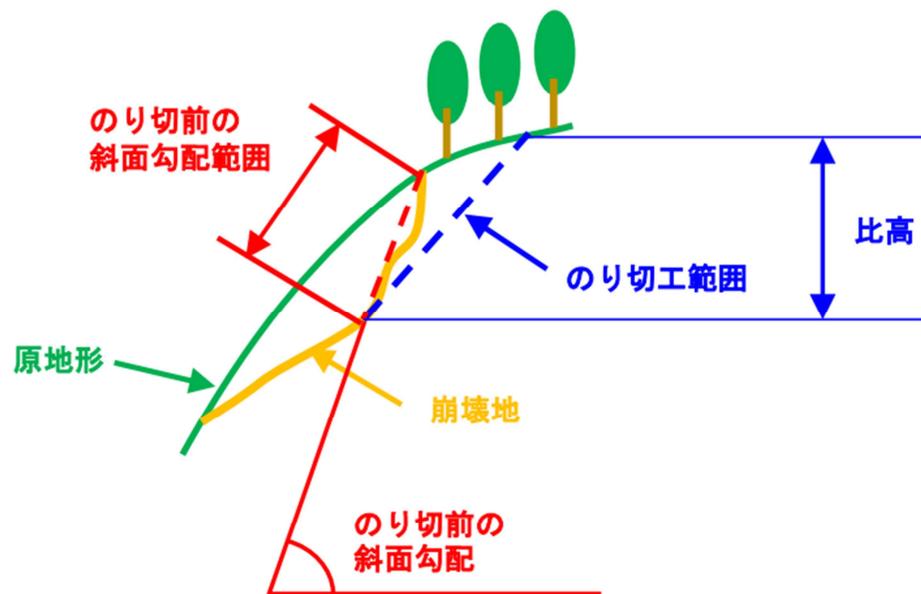
3) (略)

2. 土工

1～10 (略)

11 山腹工 のり切工

森林整備保全事業標準歩掛 第2編 3-1-1 人力のり切工(2) 備考1及び2に記載ののり切前の斜面勾配計測方法は下図のとおりとする。



(出展：令和7年度 森林整備保全事業 設計・積算等説明会 別紙資料5)

3～10 (略)

2. 土工

1～10 (略)

(新設)

(新設)

(図 新設)

(新設)

3～10 (略)

林道事業

1 林道規程

(1) ~ (5) (略)

(削る)

2 設計積算の留意事項

(1) ~ (3) (略)

(4) 法面保護工計画・設計について

① 「高知県林道法面保護工設計指針」(令和6年4月)を適用する。

② (略)

(5) (略)

林道事業

1 林道規程

(1) ~ (5) (略)

(6) 残土処理場

1) 残土処理場と林業作業用施設の兼用は行わないこと。

2) 設計図書へは以下の資料を添付すること。

① 500 m³ (地山換算後) 以上の土捨場については図面添付。

② 500 m³以下で種子吹付を計上しているものは図面添付。

③ ①②に関係なく、土量の把握できる資料を作成しておくこと。(段階確認時に確認)

④ 土捨場までの距離を記した位置図 (1/50,000 等) は必ず添付すること。

3) 残土処理に係る経費 (運搬費を除く。) は附帯工事費に計上すること。

2 設計積算の留意事項

(1) ~ (3) (略)

(4) 法面保護工計画・設計について

① 「高知県林道法面保護工設計指針」(平成25年4月1日)を適用する。

② (略)

(5) (略)

3 土 工

(1) 土工作業の取り扱い

林道の設計積算は、原則として次のとおりとする。

①～④ (略)

⑤ 削る

⑤ 基面整正

(略)

⑥ 設計積算

(略)

⑦ 小規模土工

(略)

⑧ 逸散量について

(略)

⑨ 流用計画

(略)

(2) ～ (10) (略)

4～10 (略)

3 土 工

(1) 土工作業の取り扱い

林道の設計積算は、原則として次のとおりとする。

①～④ (略)

⑤ 残土処理の掻均し作業はブルドーザの掘削押土10m

(作業効率良好)を標準とする。

この場合ブルドーザの運転歩掛を50%にして捨土の全量を計
上する

⑥ 基面整正

(略)

⑦ 設計積算

(略)

⑧ 小規模土工

(略)

⑨ 逸散量について

(略)

⑩ 流用計画

(略)

(2) ～ (10) (略)

4～10 (略)

11 舗装工・路盤工

1.～2. (略)

3. 路盤工

(1) 路盤工の設置について

- 1) 屋根型直線形状部分の下部に設置する路盤工は、明らかに軟岩 I (B) 以上であると判断される場合を除き、CBR 試験未実施区間については、上層路盤で全幅員について 15cm の厚みで設計する。なお、積算は砂利路盤工を計上する。
ただし、路床掘削は切盛流用計画に係る土工として設計積算するため、二重計上とならないよう注意すること。

2)～5) (略)

11 舗装工・路盤工

1.～2. (略)

3. 路盤工

(1) 路盤工の設置について

- 1) 屋根型直線形状部分の下部に設置する路盤工は、明らかに軟岩 I (B) 以上であると判断される場合を除き、全幅員について 15cm の厚みで設計する。なお、機種については各現場の施工条件に応じて適切な機種選定を行うこと。

2)～5) (略)

施工パッケージ型積算方式

1. ～3. (略)

4. コンクリート工

(1) コンクリート工

1 (略)

2.本パッケージは治山ダム（床固工・垂直壁を含む）の堤体打設（人力打設は除く）及び同時打設を行う間詰工には適用しない。

3～4 (略)

(2) 型枠工

治山ダムの型枠（木製型枠）は本パッケージにより積算を行うこととする。なお、使用する型枠の種類は木製型枠とするが標準単価は一般型枠に準じることとする。

（削る）

施工パッケージ型積算方式

1. ～3. (略)

4. コンクリート工

(1) コンクリート工

1 (略)

2.本パッケージは治山ダム（床固工・垂直壁）の堤体打設（人力打設は除く）及び同時打設を行う間詰工には適用しない。

3～4 (略)

(2) 型枠工

1. 治山ダムの型枠（木製型枠）は本パッケージにより積算を行うこととする。なお、使用する型枠の種類は木製型枠とするが標準単価は一般型枠に準じることとする。

2. 均しコンクリート型枠を計上する際は、一般型枠を標準として積算する。